

海洋状況把握（MDA）に関する検討状況について

平成 27 年 10 月 13 日
総合海洋政策本部事務局

我が国の海洋状況把握（MDA）の能力強化のあり方に関し、関係省庁間における検討・調整を進め合意した。概要は以下のとおり。

1. 我が国におけるMDAを巡る状況（背景）

（1）海洋における脅威の顕在化と海洋産業の振興等

○以下の分野において、海洋における人為的または自然の脅威が顕在化し、また、海洋産業の振興等が重要な政策課題となっており、MDA能力を強化するための取組が必要。

- ・海洋安全保障
- ・海上安全
- ・自然災害対策
- ・海洋環境保全
- ・海洋産業振興、科学技術の発展等

（2）国際連携と日米同盟の強化

- 我が国がMDAに関する能力を強化し、また国際社会と連携することは、海洋を自由で開かれたものとして保持することに寄与。
- 平成 27 年 4 月の「日米防衛協力のための指針」と日米首脳会談の成果文書において、日米間でMDAに関する協力を強化することを確認。

（3）我が国の海洋情報の共有・一元化へのこれまでの取組

- これまで、関係府省等が保有する海洋関連情報の有効利用の観点から、海洋情報の共有・一元化の取組を実施（「海洋情報クリアリングハウス」、「海洋台帳」等）。しかしながら、これらの情報の多くは静的なものに限定。
- 安全保障分野では、防衛省と海上保安庁の間で所要の連携がなされているが、他の政府機関等が保有する海洋情報を活用することにより、海洋状況把握のための情報をより充実させることができる可能性。

（4）MDA能力強化に関する基本的な政策・方針と政府の取組

- 海洋基本計画、国家安全保障戦略、宇宙基本計画において、海洋情報の一元化、宇宙の活用も含めた海洋監視能力の総合的強化、MDAの宇宙技術の活

用についての知見等のとりまとめ等について記述。

○現在、平成 27 年 3 月に「海洋状況把握に係る関係府省等連絡調整会議」を設置し、MDA に関する検討・取組を推進。

2. 我が国において実現すべき MDA の概念

(1) MDA の目的と定義

○定義

「我が国の海洋安全保障、海上安全、自然災害対策、海洋環境保全、海洋産業振興・科学技術の発展等に資する海洋に関連する多様な情報を、取扱等に留意しつつ効果的な集約・共有を図り、海洋に関連する状況を効率的に把握すること」

○目的

- ・海洋安全保障、海上安全上の脅威、自然災害対策等に対する迅速かつ適切な対処
- ・海洋情報の効果的な活用による効率的な海洋政策の推進
- ・国際協力・国際連携への寄与

(2) MDA 構築にあたっての基本的な考え方

○海洋関連情報を利用者に利用しやすい形で提供し、情報の利便性を向上。

○既存の海洋関連情報を把握・整理し、海洋安全保障と海上安全、さらに、自然災害対策、海洋環境保全や海洋産業振興等に役立つように発展。

○適切な情報管理のため、情報提供にあたっては、情報の区分に応じて、「必要な情報」を「必要な相手」に提供（共有）。

○関係府省及び政府関係機関が保有する情報、情報システム、衛星等のアセットや技術及び知見・経験を活用。

○我が国の MDA 能力を強化することにより、海洋安全保障・海上安全に加え、自然災害対策や海洋環境保全の分野において国際協力・国際連携に寄与。

(3) MDA の対象

○MDA の利活用分野

- ・海洋安全保障：各種事態対処、警戒監視、秩序維持等
- ・海上安全：船舶航行の安全確保、海難救助等
- ・自然災害対策：地震、津波、台風、海底火山調査等
- ・海洋環境保全：海洋資源保護、海洋汚染防止、地球環境変動調査、海洋生態系の保全等
- ・海洋産業振興、科学技術の発展：海運、漁業、海洋エネルギー・鉱物資源開発、研究開発、観光等

○MDAが対象とする情報

- ・動的な情報：海洋環境情報、船舶情報、その他の情報（人、貨物、航空機等）
- ・静的な情報：基本情報、社会情報、海事情報、インフラ情報等

○MDAが対象とする主な海域

- ・海洋安全保障及び海上安全上、重要な海域
- ・自然災害対策、海洋環境保全及び海洋産業振興等に必要な海域

3. 我が国におけるMDAの構築に向けた今後の取組

- 情報の取得・集約・共有の在り方に関する知見の取りまとめ
- MDAシステム等の整備・運用に関する検討
- 米国等との連携・協力に関する調整